

# 令和6年3月 農業委員会総会

令和6年3月1日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	宮田	早苗	6番	相京	文夫
2番	京増	孝一	7番	木我	恭子
3番	飯田	隆男	8番	石橋	義弘
5番	石渡	潤一			

### <農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	小坂	和男
斉藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一	小島	儀彦

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

## 3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議	題	第1号議案	農用地利用集積計画について（4件）
		第2号議案	農地法3条許可申請について（1件）
		第3号議案	農地法4条許可申請について（2件）
		第4号議案	農地法5条許可申請について（1件）
		第5号議案	令和6年度標準農業労賃額（案）について

5. 専決処理報告 農地法第4条の届出について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年3月1日（金）

中村事務局長 ただいまから令和6年3月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお疲れ様です。今年度も残すところあと1ヶ月となり本日は最後の総会となりますので慎重審議よろしくをお願いします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案5件、専決処理その他となりますので、よろしくをお願いします。

相京議長 はじめに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について、借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1・2については借受者が同一でなので併せて説明させていただきます。資料の1ページ・3ページをご覧ください。貸付者は柏木・上岩橋の在住者、借受者は〇〇委員です。設定場所は、柏木・上岩橋・下岩橋の農地計7筆で、地目は田、面積は合計で9,026㎡、利用計画は田です。賃借料は、整理番号1についてはコシヒカリ1等米240kg、整理番号2についてはコシヒカリ1等米540kgで、設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページ・4ページ・5ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1・2の計画につきまして、

農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については、借受者が〇〇委員の案件ですので〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇推進委員 経緯を説明させていただきます。私が現在耕作している場所と近いこともあり本申請地を借り受けることにしました。地権者からはよろしく頼むと言われております。

相 京 議 長 〇〇委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。なお、整理番号1及び2については借受者が〇〇委員の案件のため、ご本人から採決前に退室したい旨の申し出がありましたので、〇〇委員におかれましては退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1

につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 ○○推進委員には、入室してもらって下さい。

(○○推進委員 入室)

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について事務局より説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。貸付者・借受者とも上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は1,127㎡、利用計画は田です。賃借料は米1俵で、設定期間は5年の再設定です。位置については7ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

小坂推進委員 借受地はきれいに管理されています。再設定ですので問題ないと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について、事務局より説明願います。

中 村 事 務 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。貸付者は成田市在住者・借受者は東酒々井在住者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆で、地目は畑、面積は958㎡、利用計画は畑です。賃借料は年5,000円で、設定期間は10年の新規設定です。位置については9ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小 坂 推 進 委 員 借受者の一家は〇〇〇〇〇〇〇を経営しています。〇〇名義で借りている場

所もありますが今回は〇〇名義での申請となりました。後継者がいて良いことだと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画 整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画 整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。譲受人はふじき野在住者、譲渡人は馬橋在住者で、譲受人は譲渡人の〇〇です。申請理由は〇から〇への生前贈与とのこと。申請地は馬橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で9,958㎡です。作付作目は麦・大根・ジャガイモの栽培で、権利の種類等は所有権です。位置については11ページの位置図、12ページ・13ページの公図をご覧ください。営農計画書については14ページをご覧ください。譲受人は新規就農者ですが、

- ・年間150日以上耕作に従事する予定であること
- ・労働力・農機具等の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること

・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと  
等の要件を満たしております。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、大塚委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 譲渡人と譲受人は〇〇関係で、本申請は生前贈与が目的とのことでした。現地を確認しましたがきれいに管理されていました。

相 京 議 長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 続きまして、申請人が新規就農者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○在住の○○と申します。よろしく申し上げます。

相 京 議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 現在、本申請地での耕作から生産された農産物の販売までの一連の流れを○市○○○○に手伝ってもらっています。私も私の○も高齢となってきたことから、○○に本申請地を生前贈与し早く農業を覚えてもらいたいと考えています。本申請が認められた場合、○○○○にアドバイスをいただきながらの耕作となると思いますが、いずれは○○が独立して営農できるよう覚えていきたいと話しております。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。申請者は墨在住者、申請地は墨の農地1筆です。申請地の地目は田、面積は3,252㎡です。なお、営農型太陽光発電設備のためパネルの脚の部分のみが転用の対象となり、転用面積は3,252㎡のうち0.23㎡となります。パネルの下の作付作物は水稻です。本申請は、令和3年3月31日付けで許可更新となった営農型太陽光発電施設設置に係る一時転用について3年の期間が経過したことによる再更新の申請となります。立地基準については、本申請地は農用地区域で、原則的に恒久転用が認められる区域ではありませんが、営農型の太陽光発電施設については3年の一時転用が認められ、パネルの下部で適正に耕作していると認められれば更新できることになっております。位置については16ページの位置図、17ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については、18ページをご覧ください。転用を行う資力については、既に設置済みの施設の更新のため新規設置費用は不要となっております。信用性につきましては、過去に農地転用の違反等はないことから問題はありません。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。防災計画については、既に施工済みであり、既存のパネルによる問題は確認されていないため該当ありません。周辺農地の営農への影響については、パネルの設置場所が申請地番の一部分のみで周辺に本申請者以外の者が耕作する農地はなく、また、日照・通風への影響もないことから、支障はないと思われれます。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については木我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 本申請地の既設の営農型太陽光発電設備は3年ごとに更新しております。パ

ネルの下では毎年適正に耕作しているので特に問題ないと思います。

相 京 議 長 木我委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。申請者は墨在住者です。申請地は墨の農地1筆で、地目は畑、面積は510㎡です。申請理由は、専用住宅の建設ですが、申請者が現在、居住している家屋が〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇であることから、町が行う〇〇〇〇事業による移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。位置につきましては、22ページの位置図、23ページの公図をご覧ください。事業計画については、26、27ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工予定、許可後1年以内完了予定です。造成計画については、外部から土砂を搬入して埋立を行い整地するとのことです。お手元の配布資料では埋立許可を要しない量の土砂を搬入と記載がございましたが、埋め立て面積が300㎡を超えることから、経済環境課に埋立許可申請書が提出されています。用水・排水計画については、用水は上水道を引き込み、雨水については宅内浸透処理するとのことです。汚水は公共下水道に接続するとのことです。防災計画・周辺農地の営農条件への被害防除対策については、周辺に土砂等が流出しないようブロックを積み土砂流出防止に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については木我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 本申請は、現在酒々井町が実施している〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業の範囲に申請人宅のある場所が含まれたことから、代替の住宅を建築することを目的としたものです。申請人宅と申請人の娘宅は近接した場所にあり、新たに代替で住宅を建てる場所は申請人の娘宅のすぐ隣となります。本申請地は申請者自身の所有のため問題ないと思います。

相 京 議 長 木我委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 続いて、第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の28ページをご覧ください。譲受人は酒々井在住者、譲渡人は船橋市及び埼玉県深谷市在住の共有者2名です。申請地は、上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は198㎡です。申請理由は、専用住宅の建設で、権利の種類は所有権移転です。立地基準については、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる市街化区域に近接する区域内の農地であることから、第2種農地(a)と判断しました。土地改良関連については、本申請地は受益地外となっています。資力及び信用については、住宅ローン事前審

査回答書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年4月25日着工予定、令和6年12月28日完了予定です。位置については29ページの位置図、30ページの公図をご覧ください。土地利用計画図・給排水計画図については31ページをご覧ください。事業計画については、32, 33ページをご覧ください。造成計画については、近郊の住宅建設敷地からの発生土で盛土を行い整地することによって、経済環境課に埋立に関する届出書が提出されています。土地選定理由は、住み慣れた酒々井町内で資金面から購入可能、かつ住宅建設が可能な市街化調整区域の土地を探し、道路等の周辺環境が整っていることなどから当該土地を選定したとのことです。水道については新規に上水道を引き込み使用します。雨水については、雨水浸透枡を設置し、宅内処理とします。汚水・雑排水については、公共下水本管へ接続するとのことです。防災計画については、工事中は工事用ネットを設置してゴミ等の飛散防止に努め、また必要に応じ誘導員を配置し工事車両の出入りに注意を払い、周囲に迷惑がかからないよう配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京 贈 農 業 委 員 本申請地は、隣接地に住む〇〇さんが水田として耕作していたことがありますが、相当昔から荒廃した状態が続いています。そのため、近隣者で時々草刈りを実施しています。本申請地の後ろに水路があり、そこまでが範囲になると思います。正面の道路は非常に狭いものの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への抜け道に使われるため交通量は多い傾向にあります。このため、工事の際は最新の配慮をし、渋滞を防止していただきたいと考えています。

相 京 議 長 京増委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 それでは、これから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。なお、農地法第4条許可申請 整理番号1の営農型太陽光の更新については、既存設備の更新のため申請者からの意見聴取は省略させていただきます。それでは、農地法第4条許可申請 整理番号2について申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法4条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 酒々井町が計画する〇〇〇〇〇〇〇事業で本申請者の住宅のある場所が土地収用の対象となり、立ち退くことになったことから、本申請地に移転することで話がまとまり、本申請に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 整理番号1について申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 譲渡人・譲受人双方の代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請地は登記は田ですが現況は畑のような様相となっています。隣接する道路より1.6m低いため、盛土を行い、専用住宅を建設する予定です。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

相 京 議 長 私から1点質問させていただきます。本申請地と正面道路の間の道路敷部分については、工事の過程で舗装等を行うのですか。

申 請 代 理 人 舗装や砂利で整備することはせず、住宅建築後も今と同じ状態を想定しています。

京増農業委員 道路側の雨水排水はどのように処理しますか。

申 請 代 理 人 道路境界のところに幅50cm・深さ20cmの碎石層を設置します。こちらはU字溝ではなく碎石層で、雨水排水を浸透させます。工事完了後は道路部分から住宅部分までフラットで傾斜がついていない状態となりますが、碎石層で雨水排水を浸透させることにより道路側に流れ出ないような配慮をする予定です。

中村事務局長 本申請地と正面道路の間の道路敷部分は工事後もそのままのことですが、将来的に道路占用して施主が使用する計画はありますか。

申 請 代 理 人 ありません。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第4条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号2について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第4条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に、第5号議案 令和6年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

中村事務局長 第5号議案 令和6年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の34ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用することになり、一部改定が行われましたので併せて改定するものです。令和6年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の一番上の「水田作業一般（手作業）」は昨年9,900円から500円上がり10,400円に、その下の「畑作業一般（手作業）」は、昨年9,000円から500円上がり9,500円に、「水田耕起」は昨年6,500

円から400円上がり6,900円に、「水田代かき」は6,700円から500円上がり7,200円に、植付（田植機）は8,300円から400円上がり8,700円に、刈取脱穀のみ（コンバイン）は18,300円から1,100円上がり19,400円に、乾燥調整は3,000円から300円上がり3,300円に、育苗は770円から40円上がり810円に、畦塗り（1mあたり・トラクター）は38円から3円上がり41円になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質問・意見等なし）

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第5号議案 令和6年度標準農業労賃額（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法4条届出 整理番号1について、事務局より報告願います。

中村事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の35ページをご覧ください。届出者は東京都葛飾区在住者です。届出地は東酒々井五丁目の農地1筆で、登記地目は田、面積は179㎡で、届出理由は、住宅建設です。備考ですが、令和6年2月15日付け、酒農委第4号の3で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、36ページの位置図と37ページの公図をご覧ください。以上で説

明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 次にその他について、事務局より説明をお願いします。

(農業委員会だよりについて)

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 5日の金曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、5日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、5日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 それでは、これで3月の総会を閉会いたします。